の出資を受けた日に」を「受けた出資の直前に」に改め、同条第五項中「第五条の三第十項第三号に規定する財務省令」を「第五条の三第十一項第三号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十項第三号に掲げる」を「当該」に改め、「(以下この項において「試験研究」という。)」を削り、同項第三号中「第五条の三第十項第三号」を「第五条の三第十一項第三号」に、「以下この条」を「第十八項第三号及び第二十三項」に改め、同条第二十項中「第五条の三第十一項第四号」を「第五条の三第十二項第四号」に、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される法第十条第一項に規定する試験研究費の額」を「法第十条第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に、「第五条の三第十項第十一号」を「第五条の三第十一項第十三号」に、「に係るもの」を「に係る法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第五条の三第十一項第二号」を「第五条の三第十二項第二号」に改め、同項第一号中「第五条の三第十項第二号」を「第五条の三第十一項第二号」に、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される法第十条第一項」を「法第十条第八項第一号」に、「同号」を「施行令第五条の三第十一項第二号」に改め、同項第二号中「第五条の三第十項第三号」を「第五条の三第十一項第三号」に改め、同項第七号中「第五条の三第十項第十号」を「第五条の三第十一項第十二号」に改め、同項第六号中「第五条の三第十項第九号」を「第五条の三第十一項第十号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　施行令第五条の三第十一項第十一号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

第五条の六第十九項第五号中「第五条の三第十項第八号」を「第五条の三第十一項第九号」に、「契約又は協定」を「委託に係る委任契約等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五条の三第十項第七号」を「第五条の三第十一項第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第五条の三第十項第四号」を「第五条の三第十一項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　施行令第五条の三第十一項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該個人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

第五条の六第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第五条の三第十一項第一号」を「第五条の三第十二項第一号」に改め、同項第一号中「第五条の三第十項第一号に」を「第五条の三第十一項第一号に」に、「第十条第六項」を「第十条第七項」に、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項」を「同条第八項第一号」に、「同号イ」を「施行令第五条の三第十一項第一号イ」に、「施行令第五条の三第十項第一号ロ」を「同項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第五条の三第十項第六号」を「第五条の三第十一項第七号」に、「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項第三号中「第五条の三第十項第十二号」を「第五条の三第十一項第十四号」に、「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第五条の三第十一項第十三号に規定する財務省令」を「第五条の三第十一項第十三号」に、「第二十項」を「第二十四項」に改め、「同条第十項第十一号に掲げる」及び「(以下この号及び第三号において「試験研究」という。)」を削り、同項第二号中「第五条の三第十項第八号」を「第五条の三第十一項第九号」に、「第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第五条の三第十項第十号に規定する財務省令」を「第五条の三第十一項第十二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十項第十号に掲げる」を「当該」に改め、「(以下この項において「試験研究」という。)」を削り、同項第三号中「第五条の三第十項第九号」を「第二十三項第九号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第五条の三第十項第九号に規定する」を「第五条の三第十一項第十号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十一項第十号に掲げる」を「当該」に改め、「(以下この項において「試験研究」という。)」を削り、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　施行令第五条の三第十一項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第五条の六第十四項中「第五条の三第十項第九号ロ」を「第五条の三第十一項第十号ロ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第五条の三第十一項第十号イ」を「第五条の三第十項第九号イ」に、「第十条第七項第一号に規定する試験研究費」を「第十条第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第五条の三第十一項第九号」を「第五条の三第十一項第十号」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　施行令第五条の三第十一項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第五条の三第十一項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第五条の六第十一項を削り、同条第十項中「第五条の三第十項第八号に規定する」を「第五条の三第十一項第九号に規定する」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第五条の三第十項第八号に規定する」を「第五条の三第十一項第九号に規定する機関として」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第五条の三第十項第七号に規定する」を「第五条の三第十一項第八号に規定する」に、「事項と」を「事項（当該個人が法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）と」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十項第七号に掲げる」を「当該」に改め、「(以下この項において「試験研究」という。)」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

第五条の六第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第五条の三第十項第五号に規定する」を「第五条の三第十一項第六号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十項第五号に掲げる」を「当該」に改め、「(以下この項において「試験研究」という。)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第五条の三第十項第四号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第五条の三第十項第四号に掲げる」を「当該」に改め、「(以下この項において「試験研究」という。)」を削り、同項第三号中「第五条の三第十項第四号」を「第五条の三第十一項第五号」に、「第十九項第三号」を「第二十三項第四号」に、「法人税法第二条第八号」を「所得税法第二条第一項第八号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　施行令第五条の三第十一項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第十条第七項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。